

# 事案調書(決定会議)

審議日 令和7年12月12日

案件名	令和8年度の国民健康保険税率について							
所管	健康福祉	局区	生活福祉	部	国保年金	課	担当者	内線

事案概要	
<p>令和8年度の国民健康保険税率について、子ども・子育て支援金分を新設するとともに、県から示された事業費納付金の額等を踏まえ、税率改定を行うもの。改定に当たっては、過去の改定実績や被保険者の負担に配慮しつつ、国保財政調整基金の活用等を考慮し、検討するもの</p> <p>※ 本年11月に県から示された仮係数に基づく令和8年度における本市の納付金額により予算を見込んだもので、最終的な予算(案)は、令和8年1月に県から示される確定値をもって決定するもの</p>	

審議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和8年度の国民健康保険税率について</li> <li>○子ども・子育て支援金分の新設について</li> <li>○一般会計から国保基金への積立について</li> </ul>
審議結果(政策課記入)	○原案のとおり承認する。

事業効果 総合計画との関連	事業効果	国民健康保険税率を改定することで、国民健康保険財政の収支改善を図るもの					
	効果測定指標	国民健康保険税率			施策番号		
	年度	R7	R8	R9			
	事業効果 年度目標		税率改定の実施 財政収支の改善				

## 事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール							
年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁内調整</li> <li>予算査定</li> <li>国保運営協議会 諮問・答申</li> <li>議案提出</li> </ul>						
	事業実施 (子ども・子育て支援金の新設・税率改正の実施)						

○事業経費・財源 (千円)									
項目	補助率/充当率	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
事業費( )									
うち任意分									
特財									
国、県支出金									
地方債									
その他									
一般財源		0	0	0	0	0	0	0	
うち任意分									
捻出する財源※2									
一般財源拠出見込額		0	0	0	0	0	0	0	
元利償還金(交付税措置分を除く)									
捻出する財源概要									
税源涵養 (事業の税収効果)									
○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入) (人工)									
項目		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
実施に係る人工	A								
局内で捻出する人工※	B								
必要人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0	
局内で捻出する人工概要									
SDGs 関連ゴールに○	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16	17	
日程等 調整事項	条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	令和8年3月	定例会議	報道への情報提供	なし	
	パブリックコメント	なし		時期		議会への情報提供	資料提供		
事前調整、検討経過等									
調整部局名等		調整内容・結果							
R7.12.3 関係課長打合せ会議 (政策課、総務法制課、財政課、税制・債権対策課、健康福祉総務課、国保年金課)		○令和8年度の国民健康保険税率について ○子ども・子育て支援金分の新設について ○一般会計から国保基金への積立について 結果・調整会議に付議することとする。							
備考		カラーユニバーサルデザイン確認済み							

庁議におけるこれまでの議論

(開催日) R7.12.9 (庁議種類) 調整会議

(庁議結果) 原案のとおり承認する。ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。

【税率改定の考え方について】

- (財政課長)前回改定率を7.4%とした理由は何か。
- (国保年金課長)前回改定時は22億円の不足があり、半分を国保財政調整基金から、半分を保険税から賄う考えのもと、11億円を埋めるために7.4%の税率改定を行ったものである。
- (財政課長)その考え方を踏襲した場合、子育て支援分を除く7.5%について、基金(市)と保険税で折半するという考え方もあるか。その場合は少し改定率が下がるかいかか。
- (国保年金課長)相模原市は税率が低い状況であり、県が統一して運営する際には、税率を揃える形となることから、どこかで上げていかなければならないと考えている。
- (財政課長)7.4%ということを根拠にしていくと、急激に保険税を上げなければならないときに対応できないのではないか。折半であれば、柔軟に対応することができる。
- (国保年金課長)県で統一化するまでの10年間、激変緩和をしていかなければならず、県への納付金額が上がったり下がったりする中で、その時々状況を見る必要がある。また、公平性の観点から、本来は折半でなく、被保険者に負担いただくことが適切なものと考えている。
- (財政課長)前回、対外的な説明を行う際に、折半という説明を行っているのか。
- (国保年金課長)そうした説明はしていない。
- (マーケティング課長)未申告の区分があるが、負担額の計算にどのような影響が出るか。全体の負担割合を押し上げる要因とならないか。
- (国保年金課長)未申告の方は減額が効かず、均等割額と平等割額を満額払う計算となる方が多いので、負担を押し上げているわけではない。

【基金への積立について】

- (財政課長)基金への積立について、3月補正で行うのか。
- (国保年金課長)そのとおりである。
- (総務法制課長)基金に積み立てる場合の一般会計からの繰入は、法定繰入や法定外繰入とは関係なく、自由にできるのか。
- (国保年金課長)基金に積み立て、緊急時に国保財政が崩れないように運営していくに当たっての費用として用意しておくことは認められている状況である。また、8億円を積み立ておくことで、県から2,500万円の交付金を受け取れる仕組みとなっている。
- (総務法制課長)基金の内訳について、国保の特別会計から生み出したものも含まれているのか。
- (国保年金課長)剰余金が含まれている。

【その他】

- (政策課長)法定繰入金とは国からの財政措置もあるのか。
- (国保年金課長)減額したものの補填には、国から2分の1、県から4分の1の交付があり、市の一般会計からは4分の1支出している。
- (政策課長)法定外繰入金とはどのようなものが当たるのか。
- (国保年金課長)医療費助成事業の補填分や、市独自の減免分などの繰入金である。
- (政策課長)国民健康保険の構造上の問題という話があったが、国は問題意識を持ち、改善に向けた取組をしているのか。
- (国保年金課長)国保財政の安定化を図っていくために、まずは県内で令和18年度までに保険料水準を統一する動きがあるが、構造的に市の負担が軽くなるという方向ではないと思われる。
- (政策課長)国や県に対し、要望は出しているのか。
- (国保年金課長)政令指定都市の主管会議や県を通じて、十分な財政支援をいただきたい旨を要望しているが、国としても改善できる状況にないものと思われる。

# 令和8年度の 国民健康保険税率について

令和7年12月12日  
健康福祉局生活福祉部  
国保年金課

# 市町村国保の現状（構造的な課題）

## （1）他の医療保険制度との比較

項目	市町村国保	協会けんぽ	組合健保	共済組合
加入者数※ <sup>1</sup>	2,413万人	3,944万人	2,820万人	982万人
加入者平均年齢※ <sup>2</sup>	54.2歳	38.9歳	35.9歳	33.1歳
前期高齢者 「65歳～74歳」 の割合※ <sup>2</sup>	44.6%	8.2%	3.5%	2.4%
加入者一人当たり 医療費※ <sup>2</sup>	40.6万円	20.4万円	18.4万円	18.5万円
加入者一人当たり 平均所得※ <sup>2</sup> a	96万円	175万円	245万円	246万円
加入者一人当たり 平均保険料※ <sup>2</sup> ※ <sup>3</sup> b <事業主負担込>	9.1万円	12.5万円 <25.1万円>	13.9万円 <30.4万円>	14.4万円 <28.7万円>
保険料負担率 b/a	9.5%	7.2%	5.7%	5.8%
公費負担額	4兆 497億円	1兆 1,841億円	1,253億円	

※<sup>1</sup> 令和5年3月末時点

※<sup>2</sup> 令和4年度平均値

※<sup>3</sup> 介護分は含まない。

出典：厚生労働省資料より

※令和7年度当初賦課

## （2）本市国保の所得階層別世帯割合

区分 (世帯所得)	割合(%)
43万円以下	34.7
43万円超～ 200万円以下	31.0
200万円超～ 400万円以下	15.8
400万円超～ 600万円以下	4.0
600万円超～ 900万円以下	1.8
900万円超	1.5
未申告	11.2

約  
66  
%

## （3）課題

- 年齢構成が高く、医療費水準が高い
- 所得水準が低い
- 国・県・市から公費負担されているにもかかわらず、保険料負担率が高い

\* 国保では「配偶者」や「子」等の被扶養者に対しても保険税が賦課される。

## 2 市町村国保の現状（国保財政の仕組み）

### (1) 県と市の役割

都道府県
市町村

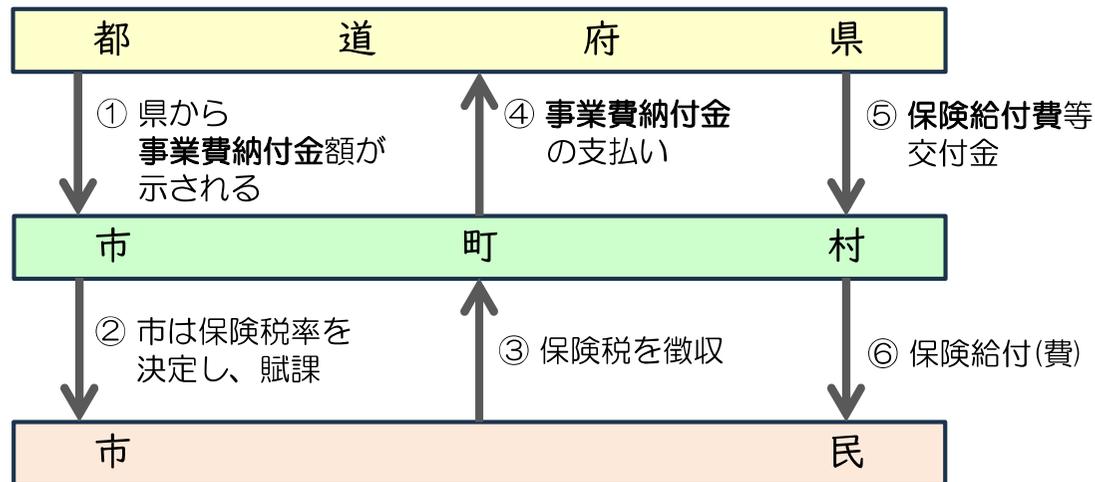
財政運営の責任主体、県国民健康保険運営方針の策定

資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収

### (2) 県と市の国保特別会計（事業費納付金と保険給付費の関係）

市は、「事業費納付金」を県に支払い、

都道府県は、保険給付に必要な費用を「保険給付費等交付金」として、全額市町村に対して支払う。



### (3) 事業費納付金額等の推移

年度	事業費納付金額		被保険者数 (納付金算定に 当たったの推計値)	1人当たりの 納付金額		税率 改定	1人当たりの 保険給付費	
		対前年度比			対前年度比			対前年度比
R5	212億7,300万円	+5.4%	139,754人	152,216円	+8.9%	なし	333,011円	+2.8%
R6	201億5,700万円	-5.2%	127,527人	158,055円	+3.8%	+7.4%	339,002円	+1.8%
R7	194億4,800万円	-3.5%	124,914人	155,692円	-1.5%	なし	-	-
R8	199億4,476万円	+2.6%	120,300人	165,792円	+6.5%	-	-	-

### 3 令和8年度 税率設定に当たっての留意事項

#### (1) 令和8年度から「子ども・子育て支援金」を徴収

R8：1人当たり3,746円 (R7.11.19係数 全被保険者1人当たり)

#### 【子ども・子育て支援金の目的等】

- ・ 少子化対策を目的に、児童手当の拡充、出産・子育て応援交付金等に充当
- ・ 令和10年度まで段階的に増額
- ・ 18歳未満は免除（18歳以上被保険者が負担）

#### (2) 税率改定の状況（過去10年）

H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
+4.0%	なし	+5.0%	なし	なし	なし	+5.0%	なし	+7.4%	なし

22億円の歳入不足（+14.6%の税率改定が必要）であったが、物価高や原油高による市民の生活困窮に配慮するため、基金から11億円取崩し、税率改定を+7.4%に抑えた。

#### (3) 国保財政調整基金の活用状況

国保税の平準化や税収入の不足解消のため、積立及び取崩しを行い、国保財政の安定化を図っている。(単位：百万円)

年度	積立額	取崩額	年度末残高	税率改定
R3	(前年度剰余金等) 2,502	(予算 1,277) 498	2,004	なし
R4	(前年度剰余金等) 208 (一般会計から) 800	(予算 880) 282	2,730	あり
R5	(前年度剰余金等) 422 (一般会計から) 950	(予算 1,677) 2,590	1,512	なし
R6	(前年度剰余金等) 234 (一般会計から) 700	(予算 1,090) 1,000	1,449	あり
R7	(前年度剰余金) 238		1,687	(R7.10.1 現在残高)
	—	(予定額) 638	<b>1,049</b>	(年度末予定残高)

※ 県交付金獲得に必要な基金残高

約8億円以上（約2,500万円）、約5億円以上（約1,250万円）、約2億円以上（約500万円）

## 4 令和8年度 国保特会歳入歳出見込

- ・ 現行の税率(令和7年度)を使用
- ・ 国保財政調整基金からの繰入はなし

(単位:百万円)

歳入	予算見込額
国民健康保険税	13,873
現年度分 ※	13,100
滞納繰越分	773
国庫支出金	62
保険給付費等交付金	46,002
普通交付金分	45,159
特別交付金分	843
繰入金	5,338
法定繰入金	4,525
法定外繰入金	813
基金繰入金	0
繰越金	160
諸収入等	270
歳入合計	65,705

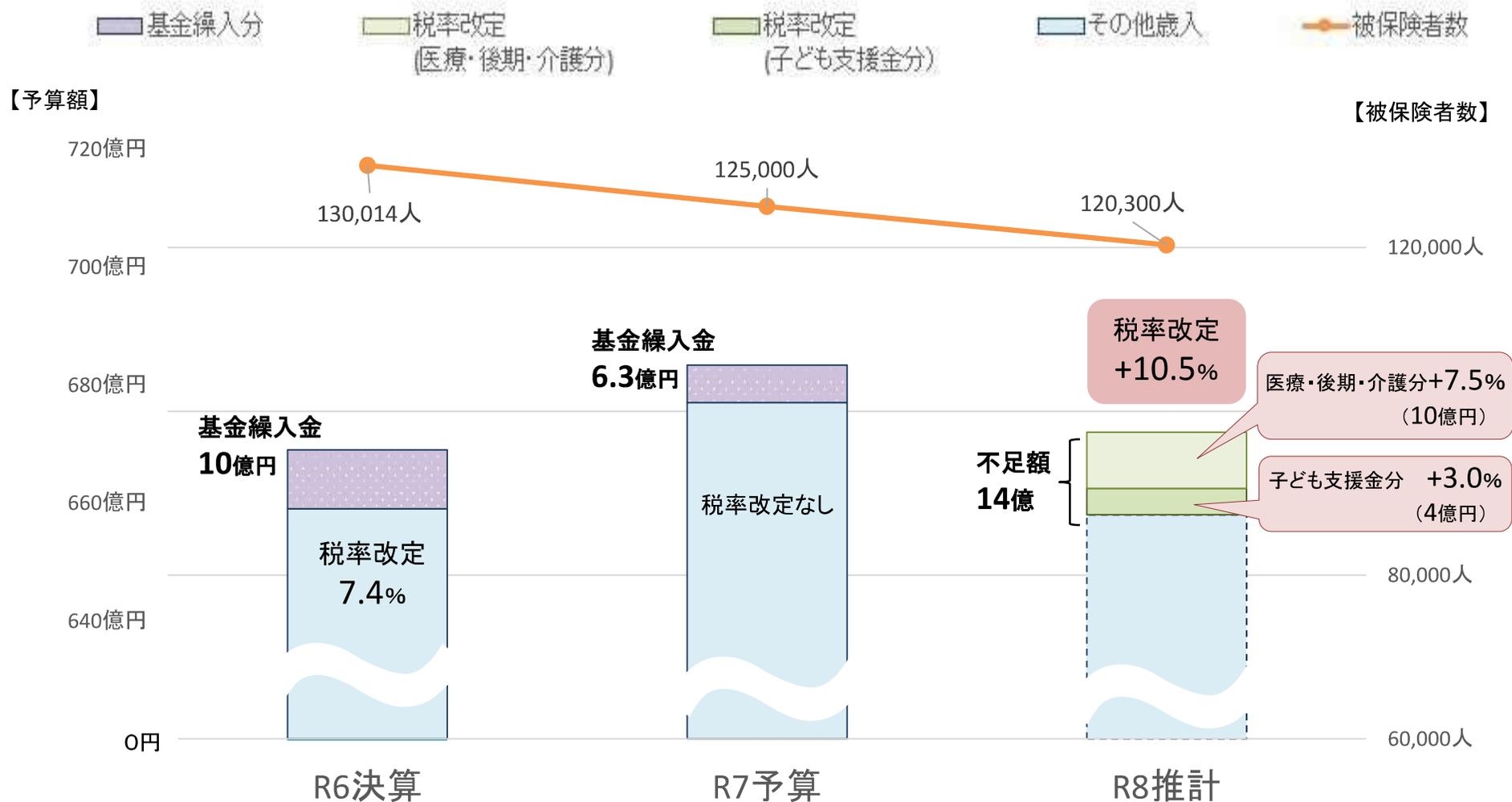
歳出	予算見込額
総務費	868
保険給付費	45,493
国保事業費納付金	19,945
医療給付費分	13,113
後期高齢者支援金等分	4,696
介護納付金分	1,685
子ども・子育て支援金分	451
保健事業費	661
諸支出金等	171
予備費	10
歳出合計	67,148

約14億円の歳入不足

※所得増1.9%を見込む。

基金からの繰入れをしない場合、平均 +10.5% の税率改定が必要

# 5 税率改定イメージ① (不足額全額を税率改定で賄う場合)



# 5 税率改定イメージ① (不足額全額を税率改定で賄う場合)

## 税率設定に当たっての考え方

応能(所得割)・応益(均等割・平等割)の割合は、「神奈川県国民健康保険運営方針(令和6年度～令和11年度)」に基づき、55:45をベースとする。

### 現行税率

区分	医療分	後期分	介護分
所得割	6.40%	2.70%	2.32%
均等割 (一人当たり)	27,000円	11,000円	11,500円
平等割 (一世帯当たり)	17,000円	7,000円	6,000円
一人当たり 平均調定額	119,308円		



### 改定案

区分	医療分	後期分	介護分	子ども分
所得割	7.00% (+0.6pt)	2.80% (+0.1pt)	2.35% (+0.03pt)	0.27%
均等割 (一人当たり)	30,200円 (+3,200円)	12,000円 (+1,000円)	12,000円 (+500円)	1,300円 *60円
平等割 (一世帯当たり)	19,000円 (+2,000円)	7,500円 (+500円)	6,000円 (-)	800円
一人当たり 平均調定額	131,835円(+10.5%)			

\*18歳以上均等割(18歳未満に係る均等割を18歳以上で負担する額)

### モデルケース

所得 【世帯構成割合】	現行税率	35・65歳単身世帯 (介護分なし)		45歳単身世帯 (介護分あり)		45歳夫婦 (介護分あり)		45歳夫婦子2人 (介護分あり)	
	改定案								
43万円以下 【34.7%】	現行税率	※ 18,600円	+2,500円	※ 23,800円	+2,700円	※ 38,700円	+4,500円	※ 61,500円	+7,000円
	改定案	※ 21,100円	+13.4%	※ 26,500円	+11.3%	※ 43,200円	+11.6%	※ 68,500円	+11.4%
200万円 【31.0%】	現行税率	204,700円	+24,100円	258,600円	+25,000円	308,100円	+31,100円	※ 343,100円	+34,700円
	改定案	228,800円	+11.8%	283,600円	+9.7%	339,200円	+10.1%	※ 377,800円	+10.1%
400万円 【15.8%】	現行税率	386,700円	+43,500円	487,000円	+45,000円	536,500円	+51,100円	612,500円	+59,500円
	改定案	430,200円	+11.2%	532,000円	+9.2%	587,600円	+9.5%	672,000円	+9.7%
600万円 【4.0%】	現行税率	568,700円	+62,900円	715,400円	+65,000円	764,900円	+71,100円	840,900円	+79,500円
	改定案	631,600円	+11.1%	780,400円	+9.1%	836,000円	+9.3%	920,400円	+9.5%

※法定軽減適用後の税額(所得が一定基準以下の世帯の均等割及び世帯割額を減額)

## 6 予算編成(税率設定)に当たっての考え方

これまでの税率改定

- 原則、納付金の額を踏まえ税率改定を行い、国保特会の収支改善に努めるもの
- 従前(過去10年間)に行ってきた税率改定は、被保険者の負担に配慮し、  
上げ幅は、基金を活用することにより+5%前後、改定期間は、最短で隔年
- R7は、国保基金を取り崩す(約6.4億円)ことにより税率を維持

R8の現状

- R8は、医療費の増加等を要因とした国保事業費納付金の増加や子ども・子育て支援金の徴収開始により、約14億円の歳入不足
- 歳入不足を解消するためには、+10.5%の税率改定が必要となるが、被保険者の負担が激増
- 県内自治体は、国保財政の安定化等を目的に保険料水準の統一に向けた取組を進めている中、本市の税率も、県が設定する標準保険料率に合わせていく必要がある。

R8は、収支改善を図るため、税率改定を行う。  
なお、改定率は、直近最高の改定率と同水準の+7.4%とする。

## 6 予算編成(税率設定)に当たっての考え方

R8に、+7.4%税率改定する考え方

### 1 子ども・子育て支援金分について【改定率+3.0%分】

国保事業費納付金のうち、子ども・子育て支援金分相当(約4.0億円)を全額賦課することとし、税率を算定

### 2 医療・後期・介護分について【改定率+4.4%分】

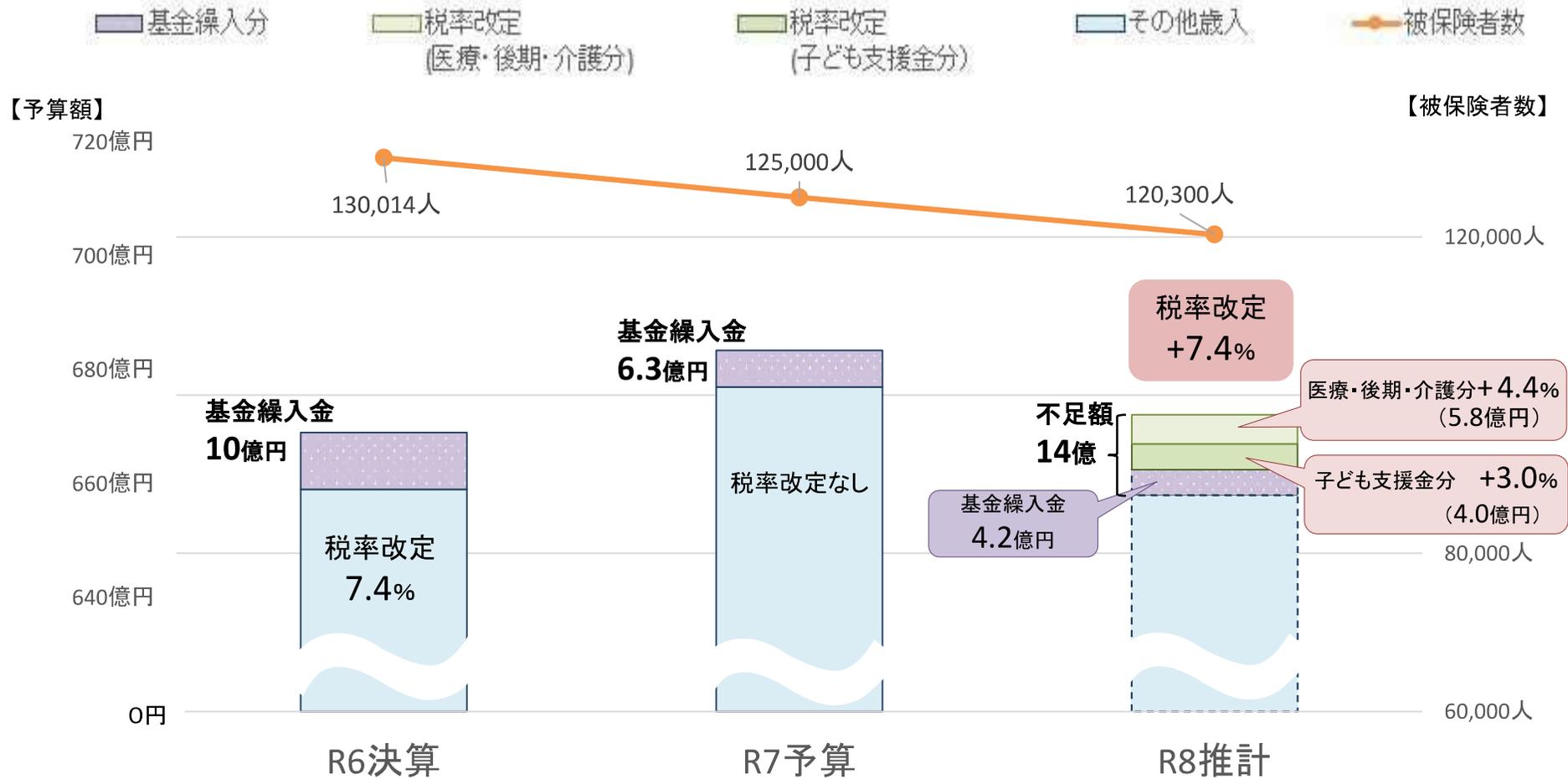
国保財政調整基金を活用(4.2億円を取り崩し〔税率改定+3.1%相当〕)、税率を抑える。

### 3 国保財政調整基金の積立てについて

取り崩した基金は、財政調整機能を維持するため、一般会計から積み立てる。

県交付金の最高額2,500万円を獲得するためには、基金残高を約8億円以上とする必要がある。

# 7 税率改定イメージ② (基金を活用し、税率改定を7.4%にする場合)



## 【各年度末基金残高(見込)】

(R7.10現在)  
16.8億

14.5億円

10.5億

6.3億

県交付金を2,500万円獲得するためには、8億円以上の残高が必要

## 【基金保有による県からの交付金】

2,500万円

2,500万円

1,250万円

# 7 税率改定イメージ② (基金を活用し、税率改定を7.4%にする場合)

## 税率設定に当たっての考え方

応能(所得割)・応益(均等割・平等割)の割合は、「神奈川県国民健康保険運営方針(令和6年度～令和11年度)」に基づき、55:45をベースとする。

### 現行税率

区分	医療分	後期分	介護分
所得割	6.40%	2.70%	2.32%
均等割 (一人当たり)	27,000円	11,000円	11,500円
平等割 (一世帯当たり)	17,000円	7,000円	6,000円
一人当たり 平均調定額	119,308円		



### 改定案

区分	医療分	後期分	介護分	子ども分
所得割	6.75% (+0.35pt)	2.78% (+0.08pt)	2.32% (-)	0.27%
均等割 (一人当たり)	29,000円 (+2,000円)	11,500円 (+500円)	12,000円 (+500円)	1,300円 *60円
平等割 (一世帯当たり)	18,000円 (+1,000円)	7,000円 (-)	6,000円 (-)	800円
一人当たり 平均調定額	128,137円(7.4%)			

\*18歳以上均等割(18歳未満に係る均等割を18歳以上で負担する額)

### モデルケース

所得 【世帯構成割合】	現行税率	35・65歳単身世帯 (介護分なし)		45歳単身世帯 (介護分あり)		45歳夫婦 (介護分あり)		45歳夫婦子2人 (介護分あり)	
	改定案								
43万円以下 【34.7%】	現行税率	※ 18,600円	+1,600円	※ 23,800円	+1,800円	※ 38,700円	+3,100円	※ 61,500円	+4,600円
	改定案	※ 20,200円	+8.6%	※ 25,600円	+7.6%	※ 41,800円	+8.0%	※ 66,100円	+7.5%
200万円 【31.0%】	現行税率	204,700円	+16,600円	258,600円	+17,100円	308,100円	+21,500円	※ 343,100円	+23,400円
	改定案	221,300円	+8.1%	275,700円	+6.6%	329,600円	+7.0%	※ 366,500円	+6.8%
400万円 【15.8%】	現行税率	386,700円	+30,600円	487,000円	+31,100円	536,500円	+35,500円	612,500円	+40,500円
	改定案	417,300円	+7.9%	518,100円	+6.4%	572,000円	+6.6%	653,000円	+6.6%
600万円 【4.0%】	現行税率	568,700円	+44,600円	715,400円	+45,100円	764,900円	+49,500円	840,900円	+54,500円
	改定案	613,300円	+7.8%	760,500円	+6.3%	814,400円	+6.5%	895,400円	+6.5%

※法定軽減適用後の税額(所得が一定基準以下の世帯の均等割及び世帯割額を減額)

## 8 税率改定スケジュール（案）

年月	庁内調整	◆県 □運営協議会 ◎市議会
令和7年11月	R8税率改定の検討	19日 ◆R8納付金（県仮算定）通知
12月	庁内調整	
令和8年 1月		上旬 ◆R8納付金（県確定）通知 22日 □国保運営協議会（諮問・答申）
2月		上旬 ◎議会会派説明 下旬 ◎3月議会条例改正提案

○開催日 : 令和7年12月12日

○開催場所 : 第1特別会議室

○案件名 : 令和8年度の国民健康保険税率について

○担当課 : 健康福祉局 生活福祉部 国保年金課

(庁議構成員)

■市長公室長 ■総務局長 ■財政局長 □政策部長 ■シビックプライド担当部長  
■財政部長 ■緑区副区長 ■中央区副区長 ■南区副区長  
■政策課長 ■総務法制課長 ■財政課長

(担当課)

■生活福祉部長 ■健康福祉総務課長 ■国保年金課長

### (1)主な意見等

○(市長公室長)調整会議において、基金と国保税で折半するという案があったが、県内の保険料水準の統一を見据える中では7.4%の税率改定が適当ということか。

→(生活福祉部長)前回と同じ改定率であり、固定化されるのではないかという懸念を持たれたものと思うが、基準として設けるものではない。本来は10.5%の税率改定が必要であると考えているが、国民健康保険の加入者像を考える中で前回と同じ改定率としたものであり、その時々で相応しい率を検討していく。

○(総務局長)県内他市町村の動きは把握しているか。

→(生活福祉部長)横浜市、川崎市は保険料として徴収しており、条例改正を伴わないことから、改定のスケジュールが年度明けの4月以降となることもあり、具体的な動きは把握できていない状況である。ただし、県への納付額については、相模原市が前年度比+2.6%、一人当たり+6.5%であるのに対し、横浜市は+3.4%、一人当たり7.2%、川崎市は+4.4%、一人当たり8.9%となっていることから、それに応じて税率を上げる、又は巨額な赤字繰入により税率上昇を抑え込むといった対応が必要になると思われる。

→(市長公室長)改定率については、本市が初めに出すことになり、議会への説明時においても、他市町村の状況を明確に説明することはできないということか。

→(生活福祉部長)そのとおりである。納付金の状況からの推測にとどまる。

○(シビックプライド担当部長)市民への周知はどのような予定か。

→(国保年金課長)6月の納税通知の前に、広報さがみはらの4月号で一度周知をさせていただく。

○(総務局長)令和7年度に廃止した子どもの均等割減額措置について、その後反響はあったか。

→(生活福祉部長)特になかった。

○(政策課長)過去、改定期間は最短でも隔年であったとのことだが、相模原市の税率が低い中で、県内の保険料水準の統一を見据えていくのであれば、隔年でなく、毎年税率を上げることで、上げ幅を抑制する考えもあると思うがいかがか。

→(国保年金課長)来年は、段階的に上がる子ども子育て支援金に対応する必要があることから、あわせて医療費分についても議論させていただく予定である。

→(生活福祉部長)将来負担する額が明確であれば、それを分割して上げていくことができるが、加入者が減り、一人当たりの負担額が確実に増えていく中で計算が困難な状況である。そうした中で、その都度しかるべき税率を計算し、本市財政を見た中で基金などを活用しながら、税率を改定してきたものである。

○(市長公室長)令和7年度の納付金が前年に比べて大幅に減額している理由は何か。

- (国保年金課長)令和5年度の納付額に対し、実際の事業費が少なかったことから、その精算分が令和7年度の納付額から差し引かれた結果である。
- (財政課長)令和18年度に県内が統一化された場合において、自治体によっては基金を投入して税率を下げるといった運用が想定されるのか。
- (国保年金課長)そうした想定はなく、どの地域であっても同じ収入、同じ世帯であれば、同じ税率を設定することになる。
- (財政課長)そうすると、基金への繰入は無くなるものと考えてよいか。
- (国保年金課長)その見込である。ただし、突発的な対応に備え、国保財政の安定化を図ることを目的に基金を残す必要はある。

**(2)結果**

- 原案のとおり承認する。